

(県選出国會議員)

様

陳 情 書

平成 2 3 年 1 1 月 2 4 日

福島県商工会連合会
会長 田子 正太郎

趣 旨

平素は、中小・小規模事業者に対する御支援並びに商工会の事業推進につきましては、格別のご高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

去る3月11日に発生した東日本大震災・福島第一原子力発電所の事故以来8ヶ月以上過ぎておりますが、自主避難を含め、未だ避難生活を余儀なくされている中小・小規模事業者の中には、事業再開の目途が全く立たない者が数多くいるのが実態であります。さらに、原発事故が収束しない中で、原子力災害に伴う風評被害等が拡大し、観光関連分野にとどまらず、食品や繊維製品の加工・製造分野など、県内のあらゆる産業に多大な打撃を与えております。

県商工会連合会及び傘下89商工会では、被災地域の中小・小規模事業者の事業の存続並びに早期再生に向け、原発事故直後から組織一体となって相談・支援業務に取り組んで参りました。しかしながら、現在のような状況が長期化する中で、中小・小規模事業者は、否応なしに廃業、倒産に追い込まれるなど、長年培ってきた経営資源や経営環境、さらには地域のコミュニティ機能も存続の危機に瀕しております。

つきましては、下記の要望事項の実現に向け、国政の場におかれましても、各段のご支援を賜りたく要望いたします。

《要望事項》

1. 原発事故の収束と損害賠償への国の支援強化
2. 復旧・復興に向けた支援策の強化・拡充
3. 中小企業・小規模企業支援対策の充実強化
4. 商工会における企業支援機能強化への支援拡充

1. 原発事故の収束と損害賠償への国の支援強化

(1) 原発事故の速やかな収束

原発事故発生から8ヶ月が経過し、緊急時避難準備区域の指定解除がされたが、除染等の課題から事業者・住民等の帰宅の目途は立たないなど、依然として事故の収束は見えず、避難生活は長期に亘り精神的にも限界状態にある。

については、工程表の前倒しを図り、事故の速やかな収束と徹底した除染の実施により地域住民等が一刻も早く帰宅できるような環境整備を強く要望する。

(2) 原子力損害賠償の完全実施と確実な対応

原子力損害賠償紛争審査会において策定された中間指針は、福島県の被害を十分に反映したものとはなっていない。本件事故により被った様々な損害は、すべて賠償されることが大原則であり、東京電力の中間指針を損害賠償の絶対基準とするような考え方については問題がある。

東京電力は、原子力災害の当事者であることを忘れず、中間指針は原発事故による損害に対する最低の賠償範囲であることを十分認識し、中間指針に明記されていない損害についても幅広く賠償の対象とすべきである。

については、被害の実態に見合った迅速かつ十分な損害賠償が完全に実施されるよう、東京電力並びに原子力発電を国策として推進してきた国に対する力強い働きかけを要望する。

(3) 中間指針に盛り込まれていない損害（財物価値の喪失・減少、自主避難費用等）に対する賠償基準の作成

中間指針においては、財物価値の喪失・減少に対する賠償の範囲や賠償基準が示されておらず、放射性物質による汚染と長期間の放置により、本来機能を失った財物（機械・装置類や備品・什器類等）の補償の見通しが立っていない。このため、避難等地区の事業者は新たな資金調達や資金繰り等の課題を抱えることとなり、事業再建計画などの作成が容易に行なえず、事業の再開に支障をきたしている。

原子力損害賠償紛争審査会において財物価値の喪失等への賠償基準を早急に策定することを望むとともに、その基準作成にあたっては、原発の収束時期が不確定な中であって、土地や建物を含めた全ての財物の賠償基準を同時期に作成すると、財物価値の賠償がさらに遅れることとなることから、財物を土地、建物類、機械・装置類、什器・備品類、車両類などに分類し、比較的容易に価値の喪失等が判断できるものから賠償基準を作成し、出来るものから速やかに賠償するなどの対応を強く要望する。

併せて、早期の事業再開や転業・転職など特別の努力を行った者への賠償、自主避難に係る避難費用等、風評被害対策に係る費用及び県民全てへの精神的損害などを指針に反映するよう強く要望する。

2. 復旧・復興に向けた支援策の強化・拡充

(1) “福島復興”に向けた国の主体的な取り組み

原発事故により放射性物質が福島県の全土に拡散し、大気・水・建物・土壌・農地・森林等の汚染により、住民の県外流出による人口減少や生産拠点の移転、更には避難の長期化によるコミュニティ機能の崩壊など、福島県の将来にとっては危機的な状況にある。

我々福島県民が第一に望むことは、3月11日の原発事故以前の生活や環境を取り戻すことであり、そのための除染対策と放射性廃棄物の処理が喫緊の課題で、その対策が急がれるところである。

については、原発事故により失った“福島のブランド”や“自然豊かな福島のイメージ”の回復、更には事業者や住民が将来への不安を抱かずに安心して生活できる環境づくりには、長期的かつ着実な復興計画が必要であり、「原子力災害からの福島再生特別法(仮称)」の早期成立と迅速かつ適切な運用を図るなど、国が主体的に“福島”の復興に向けた支援策等の実行を強く要望する。

(2) 風評被害対策への積極的な支援

原発事故による放射線への警戒心から福島県の観光地を訪れる観光客は激減し、その影響は観光関連分野にとどまらず、県内全域であらゆる産業に大きな打撃を与えている。

風評被害は収まるどころか、今なおその被害は拡大・長期化し、経営が危機的状況に陥っている。

このようなことから、本会では風評被害の払拭に向けて、全国規模

の会議等の開催や他県からの流入を促進するため、全国の商工会組織に強く働き掛けを行い、全国の商工会連合会長会議の本県開催が実現し、また、全国の商工会地区から多くの観光客が福島県を訪れている。

については、国においても風評被害の早期払拭に向けて、“福島
の安全・安心”を国内外に広くPRするとともに、国際レベルの会議や
催事、全国規模の行事・イベント等を福島県で開催するための強い働
き掛けを要望する。

(3) 鉄道並びに基幹道路等の早期復旧・整備

東日本大震災並びに原発事故によりJR常磐線や国道6号線が不通の状態であり、また、7月に発生した新潟・福島豪雨災害によりJR只見線や国道252号線が不通、国道289号線はかろうじて通行出来る状態にある。これら主要交通幹線の寸断等により物流の停滞や住民の生活が制限されるなど社会的な影響が極めて大きい状況にある。

については、地域住民の生活や事業者の経営にとって極めて重要な基盤である、鉄道並びに幹線道路等の早期復旧・整備に向け最大限の支援を強く要望する。

3. 中小企業・小規模企業支援対策の充実強化

(1) 「特定地域中小企業特別資金」の支援内容等の拡充

福島県と国により創設された「特定地域中小企業特別資金」について、政府による避難等の指示により避難していた中小・小規模事業者が、避難等の指示解除により地域内で事業を継続・再開する場合についても必要な事業資金が融資される支援内容への拡充並びに取扱期間の延長及び融資額の拡大を要望する。

また、避難していた中小・小規模事業者が事業を継続・再開し、早期に経営の安定化や生活の立て直しを図ることを支援するため、「特定地域中小企業特別資金」の用途を拡大し、既往債務の借り換えや一本化を行う場合にも活用できるよう要望する。

(2) 復興支援融資制度（仮称）の創設

東日本大震災・原子力災害に伴う風評被害並びに間接被害や新潟・福島豪雨被害等により、福島県内の中小・小規模事業者の経営環境は極めて悪化しているため、これら県内全域の中小・小規模事業者を対象とし「特定地域中小企業特別資金」と同程度の融資制度の創設を要望する。

(3) 中小企業等復旧・復興支援補助事業等の継続と拡充等

中小企業等復旧・復興支援事業「(1)空き工場・空き店舗等による事

業再開支援事業、(2)工場・店舗等再生支援事業、(3)産業復興支援事業」については、被災中小企業者が復旧・復興するまで継続を要望するとともに、補助対象条件（業種転換、従業員数の維持、(1)に係る設備取得費）の緩和並びに補助枠の拡大及び補助率の拡充を要望する。

また、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業についても、事業継続と補助枠の拡大及び補助率の拡充を要望する。

（４）公共事業の被災中小企業者への優先発注と被災者の優先雇用

東日本大震災・原子力災害並びに新潟・福島豪雨災害等の復旧・復興に伴う各種公共工事については、地元中小企業者特に地元被災中小企業者への優先発注と被災者の優先雇用を要望するとともに、資材・部品等の地元調達並びに分割発注等により、地域経済の早期回復が図られるよう要望する。

（５）業種・業態転換等支援事業（仮称）の創設

東日本大震災・原子力災害に伴い、事業継続が困難となった中小・小規模事業者が業種・業態転換等を図る場合、また、働く場を失った従業員が自ら新規開業する場合など、経済環境の変化に積極的に対応しようとする者を対象として、業界動向の分析をはじめ、資金計画の作成、営業戦略の策定など、業種転換等を実現化するため、各種専門家集団によりコンサルティングを行う支援メニューの創設を要望する。

4. 商工会における企業支援機能強化への支援拡充

(1) 小規模事業経営支援事業の充実

小規模事業者を地域経済社会の活力ある担い手として育成し、健全な発展を支援するため、商工会活動の原点である巡回訪問の徹底等による経営支援の充実を始め、経営革新、創業支援、事業承継や農商工連携の推進など、地域や小規模企業の期待に応えるべく支援機能の強化を進め、積極的に事業展開を行っている。

今般の東日本大震災及び原子力発電所の事故により、県内の中小・小規模事業者は深刻な状況に置かれており、その経営を継続し雇用を維持するために、最も身近な相談窓口である商工会に期待される役割は極めて大きくなっている。

このような中で、中小・小規模事業者の経営・金融支援はもとより、原子力災害損害賠償の支援など、緊急な要請に応え直接企業を支援する態勢を強化するため、商工会の事業活動を盤石にする必要がある。

については、商工会では、巡回訪問の徹底等による経営支援の充実や、経営革新、創業支援、事業承継や農商工連携等の事業を積極的に展開しているところであるが、平成24年度以降においても小規模企業支援を行う商工会等への予算が、これまで以上に十分かつ確実に措置されるよう強く要望する。

また、原発事故に伴う「警戒区域等」の商工会においては、地区内商工業者数の大幅な減少が予想される一方で、再起を図る中小・小規模事業者も多く、以前にも増して商工会の役割が重要となっていることから、復旧・復興するまでの間は補助対象職員人件費の全額補助について、特段のご配慮を強く要望する。

(2) 商工会館の復旧建設等への助成

東日本大震災により被災した商工会の指導用施設の復旧に係る補助金については、今年度国において予算化されて、23の商工会等に対して商工会館修繕費の一部が補助金として決定された。

しかしながら、この補助金は年度中の着工・完成が要件となることから、施設の大規模被害等や警戒区域等の商工会及び被災自治体の復興計画等がこれから策定されること等から、地域の中小企業が疲弊している実態を考慮し、平成24年度以降に復旧建設する商工会に対しても、復旧建設に対する国の支援が引き続き実施されるよう要望する。

(3) 復興市・復興物産展等の開催費の助成

地元の観光資源及び地元産品等をPRするため、復興市・復興物産展（仮称）等を県内外で開催するための予算が講じられるよう要望する。